

認可外保育施設及び認証保育所における保育料の助成制度の拡充について

区は、認可外保育施設及び認証保育所に通う児童の保護者に対して保育料助成を行い、待機児童対策に取り組んできました。

平成31年4月から5年連続で待機児童ゼロを達成したことを踏まえ、認可保育園等の代替施設としてだけでなく、保護者の働き方や就労時間等に応じて保育時間を柔軟に選ぶことができるなど、多様な保育ニーズを満たすことができるよう助成内容を拡充し、保護者負担の更なる軽減を図ります。

1 背景

区は、令和5年12月に国が公表した「こども未来戦略」を受け、今後の保育政策の基本的方向性を次のように整理しました。

- (1) 全ての子育て世帯が、希望する保育施設を、安心して利用できる環境の構築
- (2) 児童相談所設置市として、全ての保育施設が、安全かつ質の高い保育を提供できる環境の構築

この基本的方向性に基づき、認可外保育施設及び認証保育所保育料の助成制度を見直すこととしました。

2 現行の補助内容

認証保育所保育料助成は平成16年度から、認可外保育施設保育料補助金は平成28年度から補助制度を導入し、認可保育園等の保育短時間相当の時間（月160時間）以上の利用を助成対象として、同施設を利用する児童の保護者に対して、認可保育園等保育料との差額を補助しています。

3 拡充する内容

- (1) 月ぎめ契約時間の要件見直し（認可外保育施設・認証保育所）

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」といいます。）の交付を受けている認可外保育施設と認証保育所における保育料助成について、月160時間以上の月ぎめ契約をしていることの要件を撤廃します。これにより、保育の必要性が認められ、施設と月ぎめ契約をしている場合には、月160時間未満の契約であっても助成対象となります。

- (2) 施設等利用給付と同額の給付（認可外保育施設）

証明書の交付を受けていない認可外保育施設を利用する児童の保護者に対する国の施設等利用給付が令和6年9月末で終了しますが、年度末まで安心して保育施設を利用できるよう、区独自に施設等利用給付と同額の給付を令和6年10月から令和7年3月まで実施します。

4 適用開始時期

令和6年4月1日

5 今後の予定

令和6年4月 助成制度の拡充開始

7月 令和6年度第1四半期分の申請受付

8月 令和6年度第1四半期分の助成金支給